

目黒区立小・中学校における隣接学校希望入学制度の実施に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、保護者からの申請により指定通学区域の学校に隣接する小学校又は中学校（以下「区立学校」という。）を希望できる制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(方法)

第 2 条 目黒区立学校通学区域に関する規則（昭和 48 年目黒区教育委員会規則第 5 号）に定める区立学校の通学区域以外の区立学校への入学を希望する保護者は、目黒区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、第 5 条に定める選択可能校の中から、希望する学校を申請（以下「希望申請」という。）することができる。

2 希望申請を行った保護者に対しては、他に定めのある場合を除き、教育委員会はこの要綱の定めるところにより就学の指定を行う。

(希望申請の受付期間等)

第 3 条 希望申請を行う保護者は、希望申請の受付期間内に教育委員会に申請しなければならない。

2 希望申請の受付期間及び方法は、教育委員会が別に定める。

(希望申請の対象)

第 4 条 希望申請の対象者は、区内に住所を有する者で、目黒区立学校の第一学年に翌年度就学する者とする。

(選択可能校)

第 5 条 希望申請のできる区立学校の範囲は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

(受入れ人数)

第 6 条 受入れ人数は、原則として、小学校は 1 校あたり 35 名以内、中学校は 1 校あたり 40 名以内とし、教育委員会が毎年度各区立学校長の意見を聞き、各校の受入れ態勢等を考慮し決定する。

(抽選)

第 7 条 希望申請が当該区立学校の受入れ人数を超える場合は、教育委員会は抽選により決定することができる。

2 抽選を行う場合は、当該抽選対象の保護者に対して、抽選する旨の通知を行う。

3 抽選は公開により実施する。

4 教育委員会は、前項の規定により抽選を行った結果、当選しなかった者には本来の指定通学区域の区立学校を指定する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育委員会事務局教育次長が定める。

付 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 3 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。